

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第7条第1項の規定により、「山梨県立中央病院駐車場整備運営事業」にかかる民間事業者を総合評価一般競争入札により募集・選定しますので、次のとおり公告します。

平成17年4月4日

山梨県知事 山本 栄彦

1 入札に付する事項

(1) 事業名称

山梨県立中央病院駐車場整備運営事業

(2) 事業場所

山梨県甲府市富士見1-1-1 山梨県立中央病院駐車場施設等

(3) 事業内容

病院駐車場等の設計・建設、維持管理及び運営業務を行うものとする。

なお、業務を遂行するに当たり、落札者は、商法(明治32年法律第48号)に定める株式会社として、この業務を実施するための特別目的会社を設立するものとする。

(4) 事業期間

事業契約締結の日から平成33年6月30日まで

(5) 業務の仕様

「施設要求水準書」、「業務要求水準書」によるものとする。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織、所在地等

〒400-8506 山梨県甲府市富士見1-1-1

山梨県立中央病院 総務課施設整備担当

電話番号 055-253-7111

ファックス 055-253-8011

(2) 入札説明書等の閲覧

ア 閲覧期間等 平成17年4月4日(月)~4月13日(水)(土日、祝祭日を除く)
平日の9時~12時、及び13時~17時

イ 閲覧場所 山梨県立中央病院 総務課会議室

なお、入札説明書等はインターネットで閲覧できます。

・山梨県立中央病院ホームページ <http://www.ych.pref.yamanashi.jp>

・山梨県ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp>

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日 時 平成17年4月7日(木) 午後2時

イ 場 所 山梨県立中央病院 2階研修室

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

1) 応募者について

応募者とは、単独企業あるいは複数の企業からなるグループとする。

単独企業で応募する場合は、その企業が構成員となる。

グループで応募する場合は、構成員および協力企業を定め、グループは構成員および協力企業からなるものとする。ただし構成員のみでもよい。

グループで応募する場合は、代表者を定める。

2) 構成員と協力企業について

構成員とは、応募者を構成する企業のうちSPCに出資する者をいう。構成員は、落札後直ちにSPCを設立するものである。

協力企業とは、応募者の構成員以外の者で、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいう。協力企業についても、参加表明書に参加企業として明記すること。

応募者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。

応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者のうち構成員は、各業務における平成16年度山梨県(建設工事等・物品等)入札参加資格者名簿に登録され、かつ本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとする。応募者の構成員及び協力企業のうち設計、建設、維持管理及び運営の各業務に当る者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の項目の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとする。また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たるもの1者(1名または1社)が当該要件を満たすこと。

1) 設計にあたる者は次の要件を満たすこと

平成16年度山梨県(建築士事務所等)入札参加有資格者名簿に登録されている者。

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登

録を行っていること。

本事業と同種類似業務の建物の設計実績があること。

2) 建設にあたる者は次の要件を満たすこと

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けた者。

平成16年度山梨県建設工事入札参加有資格者名簿に登録されており、かつ建設業法27条の23第1項に定める建築工事に係わる経営事項審査を受け総合評定値（同法27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が880点以上であること。

本事業と同種類似業務の建物の建設実績があること。

3) 維持管理及び運営にあたる者は次の要件を満たすこと

平成16年度山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている建築等保守管理業務に係る者。

本事業と同種類似業務の建物の運営及び維持管理業務実績があること。

(3) 応募者の制限

以下に該当する者は、応募者になれないものとする。

1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

2) 県の「建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置の期間中である者。参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、山梨県より指名保留又は指名停止措置を受けている者。ただし、協力企業の場合は、県との協議とする。

3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始の申立その他類似の倒産手続きの開始をしている者。

4) 最近1年間の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。

5) 本事業の業務に関わっている者又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者。県が本事業についてアドバイザー業務を委託した財団法人日本経済研究所、及び財団法人日本経済研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある次の事業者。

- ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所（法務アドバイザー）
- ・ 株式会社杉原設計事務所（技術アドバイザー）
- ・ 立体駐車場整備株式会社（技術アドバイザー）
- ・ 株式会社病院システム（技術アドバイザー）

6) 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

4 入札参加資格の確認

(1) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

(2) 提出書類

入札に参加を希望する者は、入札参加資格について参加表明書(様式1-1)及び参加資格確認申請書(様式1-2)等により、あらかじめ県に申請し、確認を受けることを要する。

- | | |
|--------|--|
| ア 受付期間 | 平成17年5月9日(月)~5月16日(月)
平日の9時~12時、及び13時~17時 |
| イ 提出方法 | 書類は持参すること。郵便及びFAXによる提出は認めない。 |
| ウ 提出場所 | 山梨県立中央病院 総務課施設整備担当 |

(3) 参加資格確認通知書の発送

参加資格の確認通知は、参加資格確認申請を行った者に対して、書面により平成17年5月27日(金)までに発送する。(グループの場合は、グループの代表者に発送)

5 提案審査の手続

(1) 提案書等の提出

参加資格確認通知書を送付された応募者は、次により提案書等を提出する。

提案書等を持参する場合

- | | |
|--------|-------------------------|
| ア 提出日時 | 平成17年6月24日(金) 午後1時30分まで |
| イ 提出場所 | 山梨県立中央病院 総務課施設整備担当 |

提案書等を郵送する場合

- | | |
|--------|--|
| ア 受領期限 | 平成17年6月23日(木) 午後3時必着 |
| イ 提出方法 | 表に「山梨県立中央病院駐車場整備運営事業にかかる提案書等在中」と朱書して郵送(配達証明付)すること。 |
| ウ 提出先 | 山梨県立中央病院 総務課施設整備担当 |

入札及び開札

- | | |
|--------|--------------------|
| ア 入札日時 | 平成17年6月24日(金) 午後2時 |
| イ 入札場所 | 山梨県立中央病院 総務課会議室 |

(2) 入札説明書の承諾

応募者は、提案書等の提出をもって、入札説明書等(本件入札説明書の他に「施設要求水準書」「業務要求水準書」「落札者決定基準」「事業契約書(案)」「様式集」)を含む記載内容を承諾したものとする。

(3) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

入札参加資格の確認基準日（平成17年5月16日）以降入札日までに不渡手形または不渡小切手を出した構成員を抱える応募者が行った入札。

参加表明書に記載されたグループの代表者以外の者が行った入札。

参加資格のないもの、又は参加資格確認通知書を受理しなかった者の入札。

委任状が提出されていない代理人の入札。

応募者又はその代理人が二通以上の入札を提出した入札。

2人以上の者が同一の者の代理をした入札。

入札者が他の入札者の代理をした入札。

入札者が連合した入札。

記名押印を欠いた入札。

入札金額を訂正した入札。

入札金額又は特定事業名（物件工事名）を欠いた、又は確認しがたい入札。

誤字または脱字により意思表示が不明確な入札。

電送及び電話による入札。

その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の選定の方式

民間事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札により行う。

(2) 審査及び選定

審査は、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。具体的な内容は「落札者決定基準」による。

(3) 審査手順

参加資格があると認めた者から提出された提案内容に関する審査を、山梨県PFI事業審査委員会において行う。

(4) 事業者の選定

このPFI事業審査委員会において、落札者決定基準に基づいて、入札価格を含めて総合評価した提案書の審査結果を踏まえ、落札者を選定する。

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。

8 契約保証金

契約の履行を確保するため、次のいずれかの保証を行うこと。

(1) 契約保証金を納付する場合

契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代える場合

担保となる有価証券等の提供

銀行の保証、又は県が認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社という。以下同じ。）の保証

(3) 契約保証金を免除する場合

公共工事履行保証証券による保証

履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設整備費相当額の10分の1以上とする。

9 契約の手続

1) 落札者と県は、事業に関する基本協定を締結する。

2) 落札者は特別目的会社（SPC）を設立する。

3) SPCと県は事業契約に関する協議を行い、事業契約を締結する。事業契約の締結をもって、当該SPCを選定事業者と決定する。

10 その他

1) 契約書作成の要否 要する。

2) 詳細は、入札説明書による。